

○土壤汚染対策法各種基準

種別	特定有害物質	地下水基準 (m g/l)	溶出量基準 (m g/l)	含有量基準 (m g/k g)	第2溶出量基準 (m g/l)
第1種特定有害物質	四塩化炭素	0.002	0.002	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02	—	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	—	0.4
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	—	0.02
	ジクロロメタン	0.02	0.02	—	0.2
	テトラクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.1
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	—	0.06
	トリクロロエチレン	0.03	0.03	—	0.3
ベンゼン	0.01	0.01	—	0.1	
第2種特定有害物質※	カドミウム	0.01	0.01	150	0.3
	六価クロム	0.05	0.05	250	1.5
	シアン	不検出	不検出	※1 50	1
	水銀	0.0005	0.0005	15	0.005
	アルキル水銀	不検出	不検出	—	不検出
	セレン	0.01	0.01	150	0.3
	鉛	0.01	0.01	150	0.3
	砒素	0.01	0.01	150	0.3
	フッ素	0.8	0.8	4000	24
ホウ素	1	1	4000	30	
第3種特定有害物質	シマジン	0.003	0.003	—	0.03
	チオベンカルブ	0.02	0.02	—	0.2
	チウラム	0.006	0.006	—	0.06
	PCB	不検出	不検出	—	0.003
	有機リン※	不検出	不検出	—	1

※ 第2種特定有害物質と有機リンは、化合物も対象となる。

※1 シアンの含有量基準は、遊離シアンを対象とする。